

厚生年金基金における年金記録の 適正な整備等について

平成19年9月
厚生労働省

1. 趣旨

厚生年金基金(以下「基金」という。)について、基金と社会保険庁の記録の突き合せをはじめ、年金記録の適正な整備等のための対策を講ずる。

2. 対策(通知)

(1) 事業主の届出の徹底(速やかに実施)

基金に対する加入員の資格に関する事業主の届出の徹底を図る。

(2) 厚生年金の記録訂正情報の厚生年金基金への提供等(速やかに実施)【別紙1参照】

厚生年金の記録訂正が基金の加入員に係るものであるときは、社会保険庁から基金に対し情報提供するとともに、加入員からも基金に対し、申し出ることとする。

(3) 基金と社会保険庁の記録との突き合せ(平成20年度目途に実施)【別紙2参照】

社会保険庁から、基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合せを実施する。
また、基金の実情を考慮しつつ、定期的(5年に1度程度)に突き合せを実施する。

(4) 定期的な年金記録等の提供(平成20年度目途に実施)

各基金の実情に応じ、定期的に、基金から加入員に対し、年金記録等に関する情報提供を行うよう努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

(5) 裁定請求の勧奨(速やかに実施)

定期的に、基金から加入員に対し裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

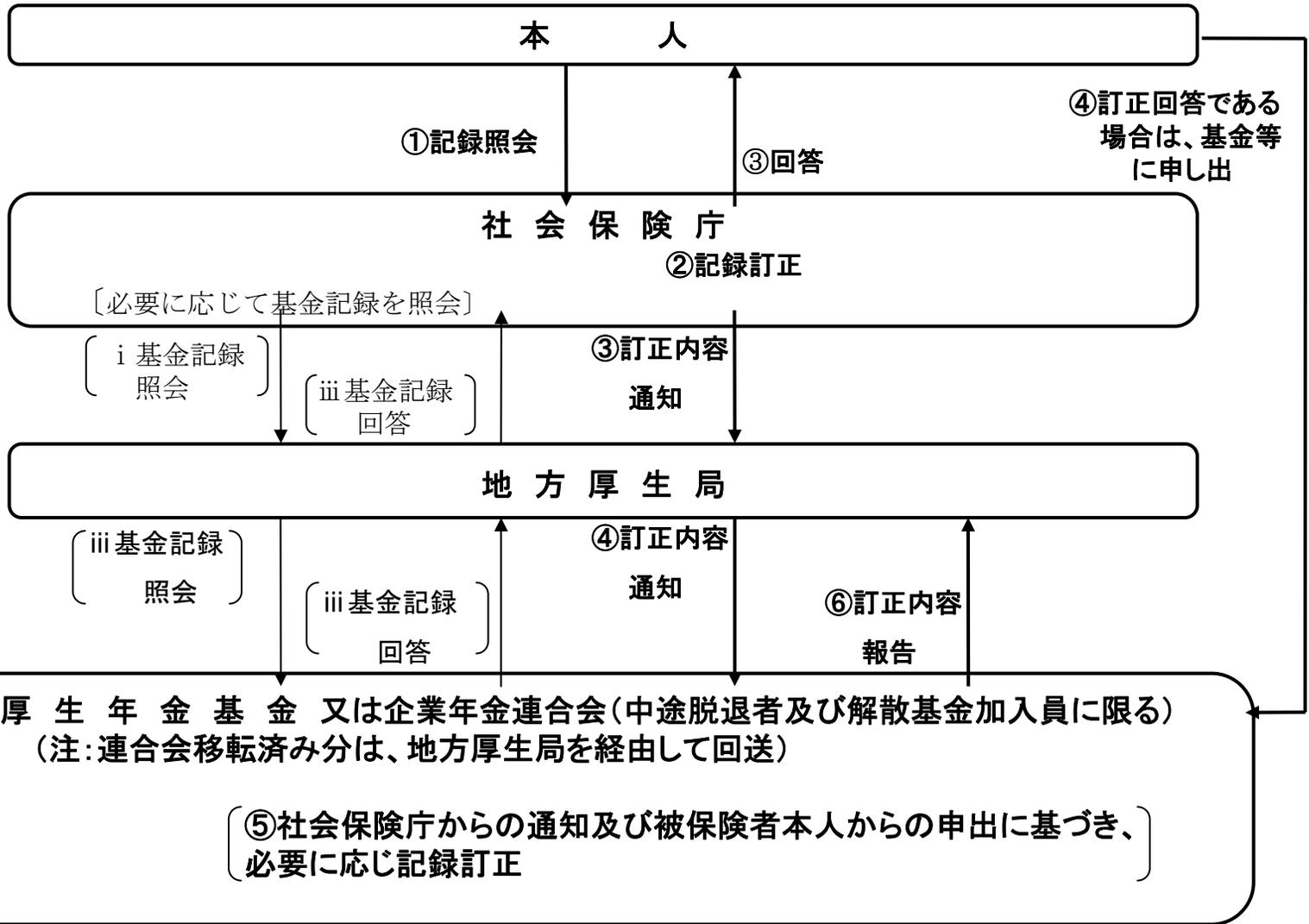
(注1) 上記の他、基金加入員の住所の届出の制度化及び基金における住所管理の徹底を図る(平成20年度目途に実施)。

(注2) 社会保険庁から基金に対する新規裁定者に関する住所情報等及び厚生年金被保険者のうち基金の加入員に係る住所情報等の提供について、個人情報保護の観点等を踏まえ、検討中。

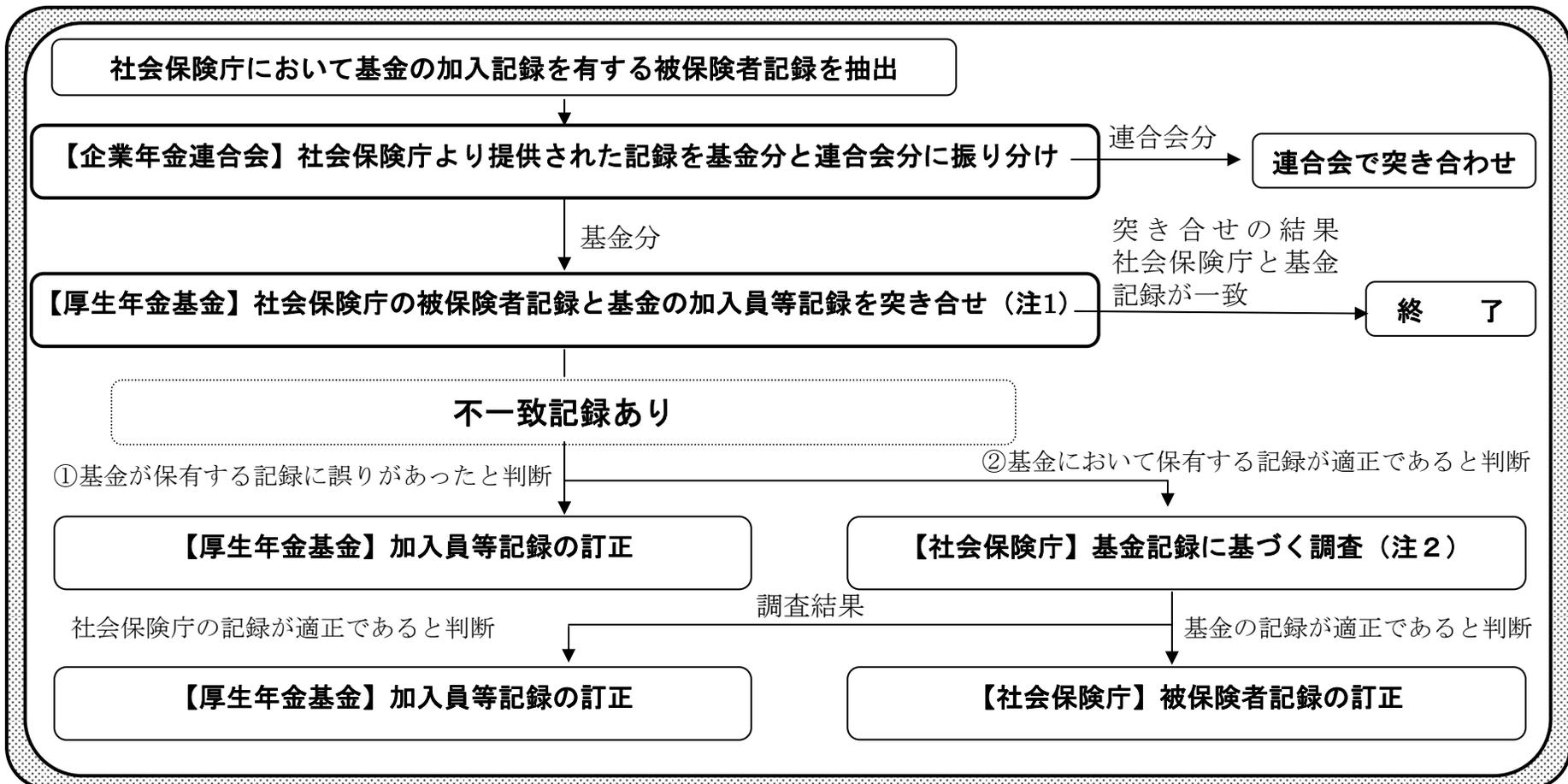
(注3) 企業年金連合会においては、基金の中途脱退者等に係る年金記録の管理及び年金の支給を行っており、基金と同様の対策を講ずる。

(注4) 他の企業年金及び国民年金基金についても、事業主の届出の徹底、定期的な年金記録等の提供、裁定請求の勧奨等の対策を講ずる。

厚生年金基金加入員等に係る厚生年金の記録訂正に関する事務処理



社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せについて



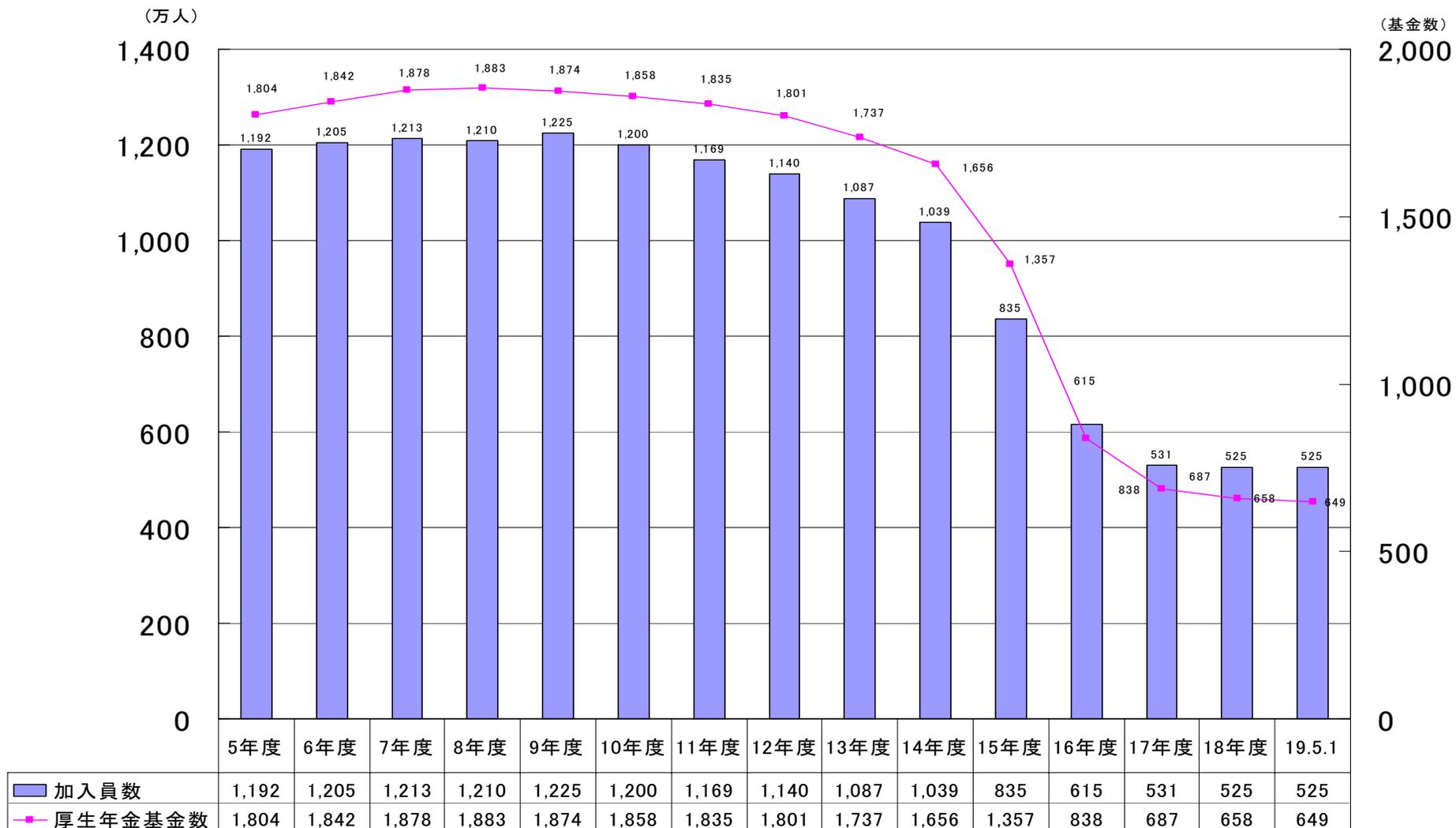
(注1) 突き合せ項目は、次のとおり

- ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定・喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生年月

(注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。

參考資料

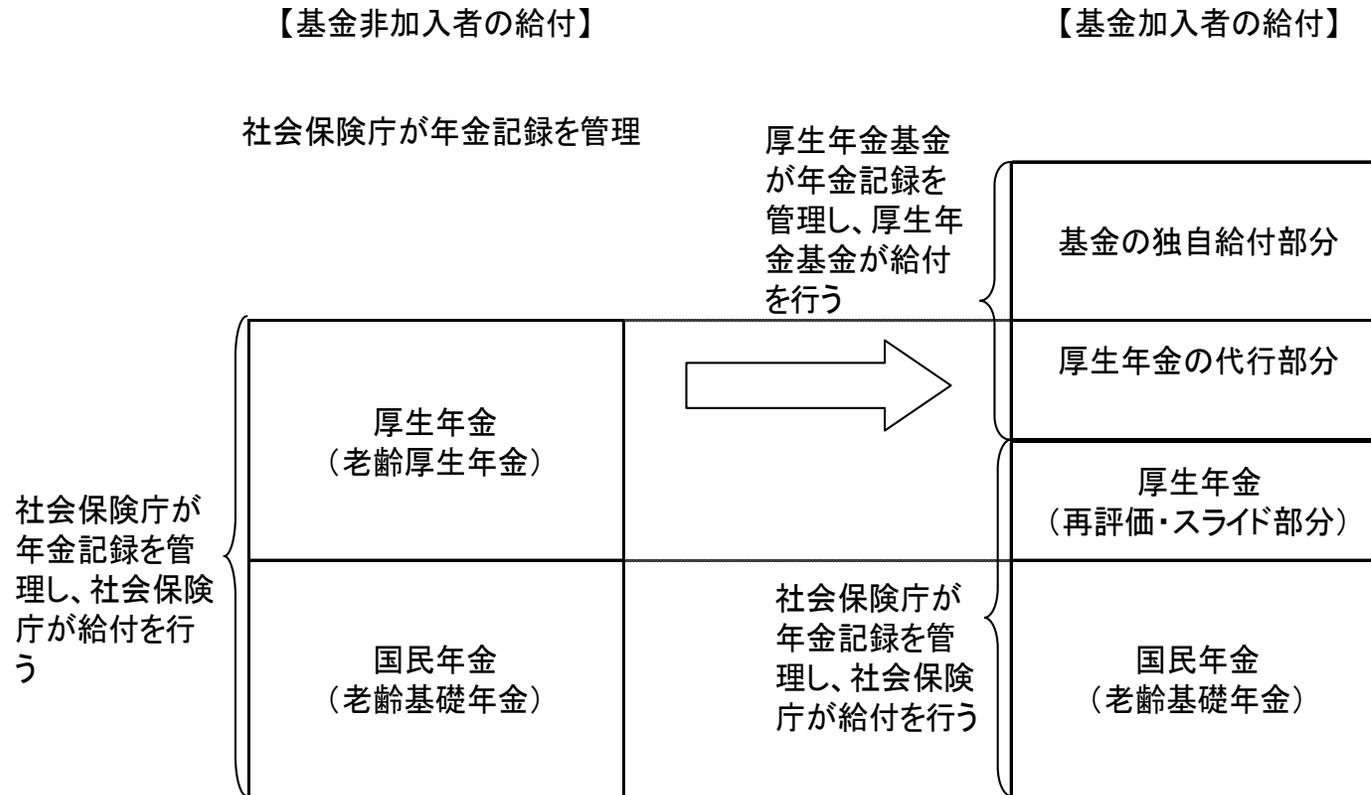
厚生年金基金数と加入員数の推移



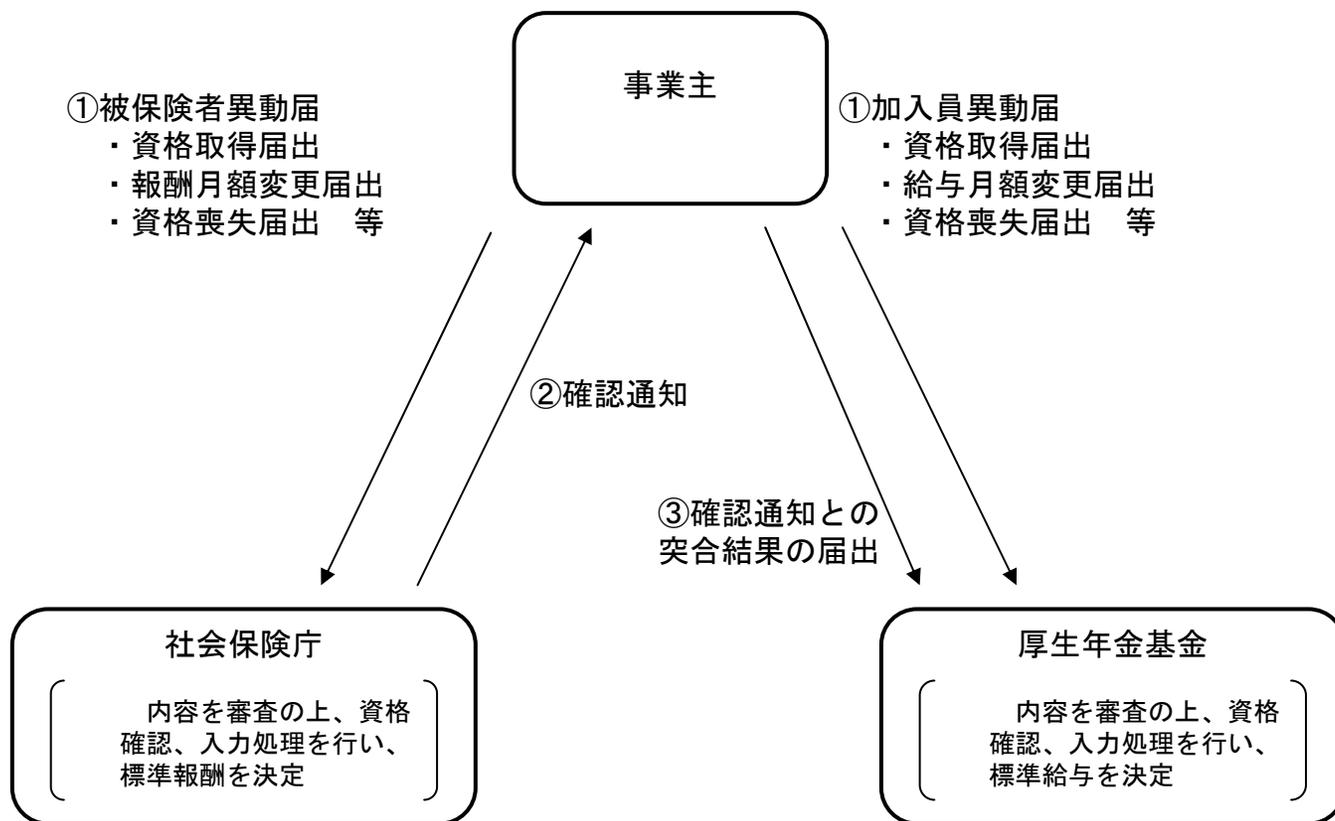
(注)平成18年度及び平成19年5月1日現在の加入員数は推計値である。(企業年金連合会調べ)

厚生年金基金加入者の事務処理について

1. 厚生年金基金加入者と非加入者の取扱について



2. 厚生年金基金加入者に係る年金記録の事務処理について



※ 制度上は、事業主が社会保険庁及び厚生年金基金双方に所要の届出を行うことにより年金記録が整備されることとなっているが、事業主の届出事務や社会保険庁及び厚生年金基金の事務の中で、双方の年金記録に齟齬をきたすことがある。

代行返上に係る記録整理事務の流れ

【厚生年金基金】
被保険者記録照会データの作成



社会保険業務センターに被保険者記録の提供
依頼（企業年金連合会を經由）



【厚生年金基金】
国の被保険者記録と基金の加入員記録を突き合わせ

突き合わせの結果
国と基金記録が一致

終 了

不一致記録あり

①基金が保有する記録に
誤りがあったと判断

②基金において保有する記録の確度が高いと判断

【厚生年金基金】
加入員等記録の訂正

社会保険事務局において、
基金からの照会内容を調査（注）

社会保険庁の記録の
確度が高いと判断

調査結果

基金記録の確度が高いと判断

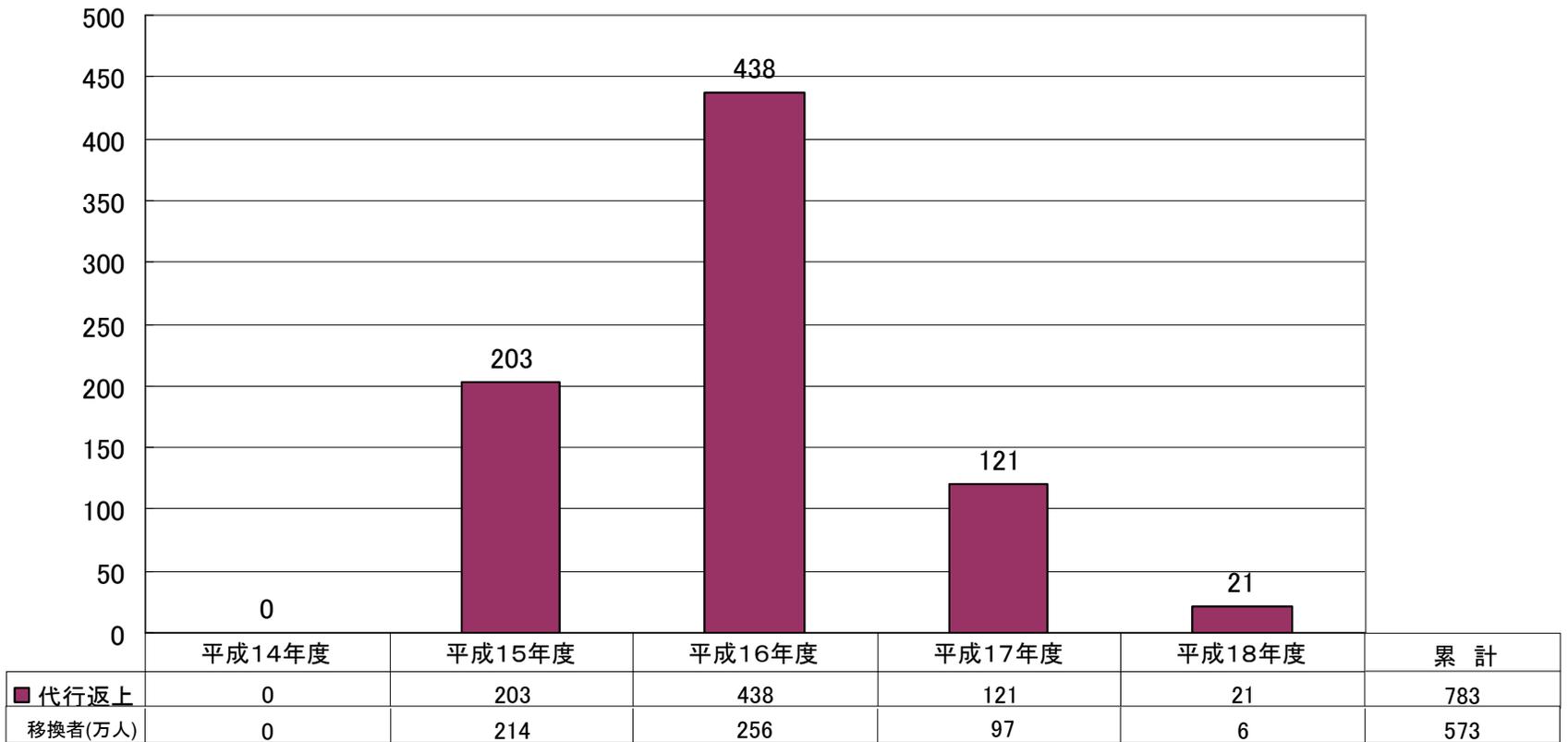
【厚生年金基金】
加入員等記録の訂正

【社会保険事務局】
被保険者記録の訂正

（注）社会保険事務局の調査内容については、基金の異動年月日の相違、標準報酬月額等の相違等を調査している。

代行返上の推移

(平成18年度末現在)



企業年金連合会の概要

沿革

企業年金連合会は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき、厚生年金基金を短期間で脱退した者（中途脱退者）等に対する年金給付等を一元的に行うことを主たる目的として、昭和42年2月10日に「厚生年金基金連合会」として、厚生労働大臣の認可を得て設立された法人。

その後、厚生年金基金に加え、確定給付企業年金、確定拠出年金といった企業年金制度間の通算事業に対応し、また、企業年金制度全体のナショナルセンターとしての役割も担うべく、平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律により、平成17年10月1日より「企業年金連合会」に変更。

主な事業

- (1) 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給
- (2) 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業
- (3) 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業
- (4) 会員の行う事業の健全な発展を図るための、会員に関する教育、情報の提供および相談、年金制度に関する調査および研究等の事業
- (5) 国が代行返上基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務および老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

○常勤役員の状況

理事長：加藤 丈夫（経歴：富士電機ホールディングス（株）相談役）

専務理事：矢野 朝水（経歴：厚生省年金局長）

常務理事：鹿毛 雄二（経歴：しんきんアセットマネジメント社長）

理事：熊沢 昭佳（経歴：総理府社会保障制度審議会事務局年金数理官）

○所在地：東京都港区芝公園2-4-1ダヴィンチ芝パークビルB館10階